

(発行所) 一般社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
☎ 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629

(発行人) 会長 森和夫
(編集) 会報委員 会
(編集責任者) 広報委員長 大田次男
(印刷所) 広報委員 中央印刷(株)

会報

■URL <http://www.kashiwahoujinkai.or.jp> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

■表紙解説

聖観世音菩薩坐像・妙法蓮華経版木
(柏市)

〔観世音菩薩坐像〕

蓮葉山福満寺弘誓院の本尊です。
(千葉県指定有形文化財)
通常是非公開で六十年に一度だけ御開帳という秘仏です。(前回の御開帳は1971年でした。)

この尊像は本形坐像で、両肩と双膝は勇壮重厚の張りを見せ、細長く開いた両眼と口許の線は鋭く、刺すような威厳を持つ秀作です。その引き締まった相貌や彫りの深い衣文に鎌倉時代の作風がよく表れています。

〔妙法蓮華経版木〕

昭和38年の弘誓院本堂の屋根葺替工事の際に天井裏から発見されたものです。

これは「無量義経」「妙法蓮華経」「仏説観音菩薩普門行法経」の法華三部経を印刷するための版木です。この版木の発見は、当地域の寺院を中心とした出版活動の様子を知るうえで貴重です。

製作年代は、室町時代と推定され、全国的にも貴重な文化財です。
所在地 柏市柳戸612 (弘誓院)
問い合わせ先

柏市文化課04(7191)7414



妙法蓮華経版木



聖観世音菩薩坐像

平成25年度 会員増強運動始まる

会員数/千葉県38,480社 柏法人会4,158社 (平成25年8月末日)

柏法人会会員

- ・法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- ・e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(社)柏法人会と入力して下さい。

よつば総合法律事務所の法律広場

Q (問)

売掛金について取引先が支払いをしてくれません。そのため、訴訟を起こしてでも回収したいのですが、訴訟は時間がかかると聞きました。訴訟を起こしている間に相手の会社が財産を隠してしまう可能性があるのですが、何かよい方法はあるのでしょうか？



A (答)

相手の財産を把握している場合は、裁判所に対して仮差押えの申立てという手段を検討することが考えられます。そのためにも、まずは、相手の財産を把握することが重要です。

1 仮差押えとは

仮差押えとは、訴訟を提起されたことを知った相手が財産を隠したりして、債権者の強制執行を妨害することのないよう、裁判所を通じてあらかじめ相手に対して財産の処分や現状を変更することを禁止しておくというものです。

つまり、仮差押えはせっかく訴訟で勝訴して強制執行をしようとしても、相手の財産が隠されてしまったため、結局相手から回収できなかったというような事態になることを防ぐために設けられた制度です。

そのため、通常仮差押えは相手に知らされることなく行われます。その後、相手に通知されるので、相手が仮差押えがなされたことを知ったときには、もはや財産を隠すことはできなくなるのです。

2 仮差押えの効果

仮差押えは、上述した強制執行の妨害を防ぐ以外にも、強力な効果を持つ場合があります。

例えば、相手が事業資金の融資を受けている銀行の預金口座に対して仮差押えをした場合、相手は一定の金額についてその預金を自由に引き出すことができなくなってしまう効果があります。

加えて、融資を受けている銀行が相手の経営状態が悪化していると判断して、相手に対して融資を凍結するという効果が生じる場合もあります。

銀行からの融資が凍結されると、相手は資金繰りに窮してしまい、倒産せざるをえない事態に追い込まれるというような重大な効果が生じる場合もあるのです。

このように、仮差押えは非常に強力な効果をもつ場合があり、相手は仮差押えを解除してもらい銀行から融資を継続してもらうために、すぐに売掛金を支払ってくださることがあります。

3 仮差押えをするためには

- (1) 仮差押えをするためには、まずは仮差押えする相手の財産が把握できている必要があります。典型的な財産としては、預金、売掛金、不動産、現金等があります。例えば、預金については、銀行名のみでは裁判所は仮差押えを認めてくれないことがほとんどで、支店名も判明していることが必要です。売掛金については取引先の名称に加えて品目等の情報も必要となります。
- (2) 一定額のお金が必要です。これは、仮差押えが場合によっては相手を倒産に追い込むような強力な効果をもつものなので、不当な仮差押えにより相手に損害を与えたに備えて裁判所から担保金を預けておくように要請されます。この金額は事案によって異なりますが、請求している金額の2割～5割が一般的です。
- (3) 以上のことに加えて、裁判所から訴訟で勝てる可能性が十分であると認められるだけの証拠が必要となる等、いくつかの要件があります。

4 まとめ

このように、仮差押えは大変な手続きですが、非常に有効な回収手段となる場合があります。もちろん、本来であれば売掛金が未払いにならないように事前から防止策を講じていけばよいのですが、完全に予防することは難しいのが現状です。特に金額が大きい取引先については普段から相手の財産を把握しておいたり、契約書等を作成して証拠を確保しておくことが大切です。

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和)

弁護士法人よつば総合法律事務所では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所 柏市柏1-5-10 水戸屋老番館ビル4階
 TEL 04-7168-2300 (電話受付時間平日9時から18時)
 事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/> 代表社員弁護士 大澤一郎